

令和2年7月22日
公益財団法人日本スケート連盟

日本スケート連盟主催競技会の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、令和2年5月25日付け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から（事務連絡）、都道府県知事に向けて、「移行期間における都道府県の対応について」並びに令和2年5月14日付け（令和2年5月29日改訂）公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が出した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」をもとに作成したものです。

2 競技会実施にあたっての基本的な考え方について

競技会実施に関しては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応すること。
なお、当該競技会が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等への相談すること。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがある競技会については引き続き各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応すること。
- 特に、全国的な競技会については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的競技会の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとること。
- 一方、比較的少人数が参加する競技会については、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事が競技会の開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策を講じた上で実施する。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、競技会を含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づ

く適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事宛に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されている。

- これらを踏まえた各都道府県における、競技会を含む催物の開催に係る方針
に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、
判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談する。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の競技会の開催については
リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事
からの要請等に基づき、慎重な対応をとること。
- 感染拡大の兆候や競技会におけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うこと。

3 競技会開催・実施時の感染防止策について

競技会開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が競技会に安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、競技会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、競技会の主催者（主管者）は、以下の内容を踏まえつつ、競技会の特性を勘案して感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を整理する。

また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組む。

なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照すること。

また、高齢者（マスターズ）など参加者の特性にも配慮すること。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付（別添1、2）

競技会の特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を盛り込むこと。

（1）参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めること。また、これを遵守できない参加者には、他の

参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めることがあります。なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（当日確認）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ② マスクを持参すること
 - ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
 - ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（2 mを目安に：最低 1 m）を確保
 - ⑤ 競技会開催中に大きな声で会話、応援等をしないこと
 - ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従う
 - ⑦ 競技会終了後 2 週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する
- (2) 当日の参加受付時の留意事項
- 主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に競技会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要。
- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
 - ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
 - ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
 - ④ 参加者が距離をおいて（できるだけ 2 mを目安に：最低 1 m）並べるように目印の設置等を行うこと
 - ⑤ 受付を行う役員には、マスクを着用させる
 - ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする
 - ⑦ 当日の受付のほか、前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること
- (3) 参加者への対応
- 参加者は、以下のことに注意して参加すること。
- 参加する選手・役員・スタッフは、2 週間分の健康状態がわかるようにするために、日本スケート連盟が指定する「JSF ヘルスチェック」アプリに入力するか、または、健康調査票（別添）に記入し提出すること。
- 1) 体調の確認
- 主催者は、当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を

求めること。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意
- ② 当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認すること。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。

(※) マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

3) 競技会参加前後の留意事項

競技会に参加する個人や団体は、競技会前後のミーティングや懇親会等においても三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。

(4) 主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ① 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
(参加者に自分のタオルを持参させる。乾燥させる設備は使用しない)
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する
- ⑤ 更衣室など密集することが予想される場所では、入室人数を調整するなど、密集を避ける対策を講ずること
併せて密集が予想される場所の換気状態を確認し、必要であればサーキュレーターなどの換気器具を用意すること

3) 洗面所

洗面所（トイレ）は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮する。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ⑦ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
(参加者に自分のタオルを持参させる)

4) 飲食物の提供時

主催者は、栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮する。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかける
飲食物提供者は、こまめに消毒する
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する（ただし、ドーピング検査の対象となる競技者が参加する競技会では、未開封の飲料を提供しなければならない）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供する
- ④ 飲食物を取り扱う役員にはマスクを着用させること
- ⑤ 参加者（観客・競技関係者）は、競技終了後に、多くの人数で飲食をすることを避

けること

- ⑥ 自動販売機の使用を中止するか、使用前後に手指消毒ができるようにアルコールを設置する

5) 観客の管理

観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。(掲示板などで周知したり、放送等で促す)

6) 会場

競技会を室内で実施する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでください。

- 7) ゴミの廃棄鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや 手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒する。
ごみの持ち帰りの協力をお願いする。

(5) 競技者が運動・スポーツを行う際の留意点

主催者は、競技会の参加者に対し、留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底する。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離 (※) を空けること
強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも 2 m の距離を空けることが適當

② その他

- ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- イ タオルの共用はしないこと
- ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとつて対面を避け、会話は控えめにすること
食事中の対面での会話は絶対しないこと
また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしない
- エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない

オ 競技者は、練習中または競技の間など、個人用の手指消毒薬を常に持参し、頻回に行うこと

(6) その他の留意事項

主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日に参加者より提出を求めた情報（上記（3）1）について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要。

また、終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。

また、接触確認アプリ【COCOA】への登録を推奨し参加者への登録を働きかける。

<参考ホームページ>

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

- ・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

以上